

裾野市ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、市民生活の利便性の向上に寄与するものとする。

(広告の範囲)

第3条 市ホームページに広告掲載をすることができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、裾野市広告掲載要綱（平成20年裾野市告示第 号）及び裾野市広告掲載基準の規定によるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しない。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

大きさ 縦80ピクセル×横150ピクセル

型式 GIF（透過GIF不可）・JPEG・PNG

データ容量 15キロバイト以下

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、長期の掲載については、市長が決定するものとする。

(広告掲載の料金)

第6条 広告掲載の料金（以下「掲載料金」という。）は、次のとおりとする。

トップページ 月額10,000円

(広告の掲載ページ及び位置)

第7条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、市が指定する位置とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市ホームページへ掲載する広告を、市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又はEメールで、掲載を希望する1月前までに申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について、広告主に裾野市ホームページバナー広告掲載申込結果通知書（様式第2号）により

通知する。

(広告掲載料金の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた広告主は、広告掲載10日前までに第6条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて一括納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告のデザイン等は、市ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう広告主と市が必ず協議するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告によりリンク先として指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに市長に連絡し、その対応について協議しなければならない。

5 広告主は、広告によりリンク先として指定したホームページの内容を変更したときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(広告掲載の中止、決定の取り消し)

第13条 市長は、要綱第3条第2項に定めるもののほか、次の各号に該当する場合は、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告掲載の中止をし、又は決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の中止をし、又は決定を取り消す必要があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、裾野市ホームページバナー広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主へ通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第14条 既納の掲載料金は還付しない。ただし、前条第1項第2号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。)は、既納の掲載料金の額のうち市長が広告の掲載の決定を取り消した日から

掲載期間の末日までの期間（その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

- 2 広告主は、前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けるときは、裾野市ホームページバナー広告掲載料金還付請求書（様式第4号）により市長に請求するものとする。
（疑義等の決定）

第15条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議するものとする。
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。